

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に係る凍結検討依頼及び凍結口座名義人リスト等の運用について

令和6年12月6日

警察庁丁組二発第444号、丁生経発第156号、丁サ企発第187号、
丁サ捜発第2118号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、

警察庁生活安全局生活経済対策管理官、

警察庁サイバー警察局サイバー企画課長、警察庁サイバー警察局
サイバー捜査課長から

警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、警視庁生活安全部長、
各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

特殊詐欺等を利用され又はその疑いのある預貯金口座について、金融機関に対する凍結検討依頼や凍結解除検討依頼の実施要領、金融団体等に対する凍結口座リストの提供、凍結口座リストの運用上の留意事項等の運用要領について指示したものである。

主な内容は、

- 金融機関に対する凍結検討依頼及び凍結解除検討依頼の実施要領
- 金融団体等及び都道府県警察に対する凍結口座リストの提供
- 凍結口座リストからの凍結口座名義人情報等の削除
- 運用上の留意事項

である。